

**第三者行為（交通事故等）で介護サービスを受ける時は
静岡市へ届出が必要となりました**

- 介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。

- ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、静岡市が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。

- 静岡市が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成28年4月1日から、介護保険の第1号被保険者の方（65歳以上の方）が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要となりました。

- 交通事故等により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は、静岡市の下記窓口へ届出をお願いします。

提出先

- 〒420-8602
静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所介護保険課（14階）
- 〒420-8602
静岡市葵区追手町5番1号 葵区役所高齢介護課（2階）
- 〒422-8550
静岡市駿河区南八幡町10番40号 駿河区役所高齢介護課（2階）
- 〒424-8701
静岡市清水区旭町6番8号 清水区役所高齢介護課（1階）

問い合わせ先

静岡市役所 介護保険課
給付・認定係
電話 221-1374
FAX 221-1298

※提出書類については裏面をご確認ください。

介護保険第三者行為に係る求償関係提出書類

①介護保険第三者の行為による給付事由届出書

(届出人：保険会社可)

②誓約書 (損害賠償義務者欄：保険会社可)

③念書 (届出人：被保険者)

④事故発生状況報告書

⑤交通事故証明書 (原本又は写し)

※上記の①～④のすべての書類を提出してください。

※交通事故の場合には、上記⑤の書類をあわせて提出してください。